

射水市総合計画見直し方針

1 現射水市総合計画について

総合計画は本市のまちづくりの指針となるものであり、市勢の伸展や市民生活のさらなる向上を目指すため、平成20年3月に策定し、目指すべき将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向け、計画に盛り込んだ施策を着実に推進している。

(1) 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間

(2) 計画の構成

基本構想

射水市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な視野に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本目標とその実現に向けた施策の大綱を示す。

基本計画

基本構想で示した都市像、まちづくりの目標及び施策の大綱に従い、施策の体系化を行い、現況と課題を整理しながら施策の方向を示す。

実施計画

基本計画で定める施策体系に基づき、財源的な裏付けがある具体的な事業の年次計画等を示す。

2 見直しの必要性について

計画策定から5年が経過し、社会経済情勢等が大きく変化していることから、新たな課題に適切に対応するため、これまでの取組の成果を検証し、新たな施策の方向性と目標を定めるため、総合計画の見直しを行う。

(1) 見直しの視点

人口減少の加速

人口減少が計画策定時の見通しを上回っていることから、人口フレームの見直しを行い、関係する各種施策を推進し、人口の維持・増加等に努める必要がある。

社会経済情勢の変化

長引く景気の低迷による市税収入等の減少により、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される。また、東日本大震災を踏まえ、防災・減災対策の強化や新たなエネルギー施策の展開などが求められている。

新たな社会資本の整備（新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等）

新しい地域資源を既存の様々な地域資源と融合させ、活力あるまちづくりを推進するとともに、交流人口の拡大を図る必要がある。

合併特例事業債の発行期間の延長

東日本大震災の影響を考慮して、発行期間が10年間から5年間延長されたことから、健全な財政運営の観点からも、引き続き有効に活用する必要がある。

3 見直しに当たっての考えについて

(1) 計画の期間

計画の期間を平成26年度から平成35年度までの10年間とする。

ただし、基本計画、実施計画については、社会経済情勢等に応じて見直すものとする。

(2) 見直しの範囲

市民ニーズ実態調査の現状認識において、住み心地が良いと感じている市民が8割以上占め、かつ前回（平成22年6月実施）及び前々回調査（平成18年7月実施）結果を上回っていることから、現基本構想のうち「将来像」及び「基本理念」については、施策の継続性を図る観点からも、これを踏襲するものとし、主に上記に示した4つの視点から「時代の潮流」及び「まちづくりの主要課題」を検証した上で、施策の大綱を見直す。これに伴い、基本計画の「将来の姿」、「現況と課題」、「目指す方向」、「施策」についても必要な見直しを行う。

(3) 見直しの手法

見直し時点までの計画の進捗状況等（実施計画事業等の進捗状況、射水市政検証懇談会の結果）を踏まえる。

市民ニーズ実態調査の結果など市民ニーズに対応する。

今後も厳しい財政状況が予想されることから事業の重点化を図る。

(4) 重点政策の設定

特に優先的・重点的に取り組む政策項目4つを「重点政策プロジェクト」と位置付け、計画的に推進することとし、政策体系を超えて、各事業を横断的・一体的に取り組むことにより、事業効果を高める。

人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりの推進

本市においては、これまで「子育てするなら射水市」を掲げ、中学生3年生までの医療費助成や保育料の第3子以降の無料化など、子育て支援・少子化対策の充実に取り組んできている。他の定住対策とともに総合的な人口増対策を実施し、人口減少の抑制を図る。また、高齢者が元気に安心して暮らせるシステムを作り上げ、地域全体で支え合う体制を整備する。

地域資源を活かした活力あるまちづくりの推進

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業（平成27年春）さらには、伏木富山港（新湊地区）の総合拠点港の選定などにより、物流や交流人口の拡大が見込まれることから、機を逸することなく、これら効果を最大限に活かし、地域公共交通体系の見直しやにぎわいの創出、産業の活性化を図り、本市の発展につなげる。また、高等教育機関の学生など若者の力を生かした施策を推進することにより、魅力ある地域社会を創出する。

災害に強いまちづくりの推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き、学校やコミュニティセンターなどの公共施設や橋梁の耐震化を推進するとともに、近年、多発するゲリラ豪雨対策など総合的な防災対策を推進し、安全・安心の確保を図る。

環境にやさしいまちづくりの推進

本市の豊かな自然を将来へ引き継いでいくためにも、地球温暖化などの地球規模の環境問題に向けて積極的に対応する必要がある。

特に東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故を機に、再生可能エネルギーへの関心が高まっていることから、その導入・活用に向けた取組を推進する。

また、全国豊かな海づくり大会の開催等を契機に、一層の環境意識の啓発を図る。

4 計画策定の体制について

(1) 射水市総合計画審議会

射水市総合計画審議会条例（平成17年条例第17号）に基づき、射水市総合計画審議会を置き、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議する。

(2) 射水市総合計画策定調整委員会（庁内組織）

総合計画の原案等の作成を行うため、副市長を委員長とする射水市総合計画策定調整委員会を設置する。

5 市民参加の方法

市民との協働、市民の視点に立った施策の展開を進めるため、総合計画審議会に各種団体の委員のほか、公募委員を加えるなど、市民が直接意見を述べたり、提言したりする機会を設ける。

また、平成24年7月に実施した市民ニーズ実態調査結果を十分に踏まえるとともに、市広報やホームページ等による審議状況の公表やパブリック・コメントの実施など市民の意見の把握に努める。

射水市総合計画全体体系図（案）について

基本構想

将来像
「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」
いみず

基本理念

きらめく未来

ひろがる安心

あふれる元気

【本市を取り巻く状況の変化】

- ・人口減少と少子高齢化の加速
- ・社会経済情勢の変化（長引く景気の低迷、東日本大震災の発生）
- ・新たな社会資本の整備（新湊大橋の開通・北陸新幹線の開業等）
- ・合併特例債の発行期間延長

【新しいまちを開く「かぎ」】

いのち

交流

協働

まちづくりの基本方針（5方針）

健康でみんなが支え合つまち
（保健・医療・福祉）

潤いのある安心して暮らせるまち
（環境・都市基盤・防災・防犯）

個性に満ちた活気あふれるまち
（産業・雇用・観光）

豊かな心を育みだれもが輝くまち
（教育・文化・交流・人権尊重）

みんなで創る ひらかれたまち
（協働・情報化・行財政改革）

基本計画

重点的・優先的に取り組む政策『重点政策プロジェクト』

施策の体系を超えて、横断的・一体的に取り組む。

- 1 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりの推進
- 2 地域資源を活かしたまちづくりの推進
- 3 災害に強いまちづくりの推進
- 4 環境にやさしいまちづくりの推進

19政策